

町では、国（河川管理者）が平成29年3月に公表した5河川の浸水想定区域図により洪水ハザードマップを改正しました。これにより新たに南幌小学校が洪水時の避難場所となり、また、福祉避難所（あいくる）の機能強化を図るため一部行政区の避難先を見直しています。

新たな洪水ハザードマップ・避難場所パンフレットについては、広報1月号に折込みしていますので、自宅や自宅周辺でどの程度の浸水の危険があるのか、また、どこに避難するのかを家族や地域で確認してみましょう。

■ハザードマップに記載されている事項

- 想定される浸水範囲
- 早期の立ち退き避難が必要な区域
- 避難情報
- 避難所、避難場所
- 洪水予報発表の目安 等

■避難場所一覧

施設名	洪水時	洪水以外（地震・火災等）
スポーツセンター	三重、11区、12区、稲穂、 <u>15区</u>	三重、緑町
南幌養護学校	青葉	青葉
生涯学習センター	6区、14区、中樹林	14区、15区
南幌小学校	<u>7区、8区、9区、10区、北町、東町、美園</u>	7区、8区、11区、12区、稲穂、東町、美園
南幌中学校		北町
南幌高等学校		6区、9区、10区、中樹林
ふるさと物産館	13区	<u>13区</u> 、中央
農村環境改善センター	西町	西町
保健福祉総合センター	要配慮者及びその介護者	

※下線部分が、避難場所が変更となった行政区・町内会等となります。

■お問い合わせ 総務課総務 G

■募集人数 1名

■資格等

- 保健師、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士いずれかの資格を有し、介護職員及び要介護認定業務に従事した経験のある方
- 普通自動車運転免許を有する方
- パソコンの入力、編集（ワード、エクセル等）ができる方

■任用期間 平成30年4月1日から9月30日まで

■業務内容 要介護認定業務、高齢者等に対する介護相談や訪問など

■賃金 日額7,910円から8,260円（資格により決定）※通勤手当、有給休暇有り

■社会保険 健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入

■勤務日等 月曜日から金曜日（祝日を除く）、平日8時30分から17時まで（休憩時間45分含む）

■勤務場所 保健福祉総合センターあいくる（南幌町中央3丁目4番26号）

■応募方法 写真付きの履歴書（市販のもので可）、資格等を確認できる免状等の写しを持参または郵送してください。

■応募期間 平成30年1月9日（火）～26日（金）の土日、祝日を除く8時30分から17時まで
※郵送の場合は1月26日（金）必着。

■選考方法 履歴書と面接（日程は本人に通知）

■申込み・お問い合わせ 保健福祉課高齢者包括 G（☎378～5888）

topics

03 南幌町子育て世代住宅建築費助成事業をご活用ください！

まちづくり課
企業誘致G

町内で新築住宅を建築する場合に、町民の方に最大で100万円の住宅建築費を助成します。
また、北海道住宅供給公社が販売を行っている「南幌ニュータウンみどり野」の宅地を購入される方がこの助成制度を利用する場合は、平均400万円台の宅地価格が定価から50%割引となるタイアップキャンペーンも同時に実施しています。

平成29年度のみどり野団地分譲申込受付期間は、平成30年2月28日(水)までとなっておりますので、年度内の宅地購入をお考えの方はお早めにお申し込みください。

■助成対象者

中学生以下のお子様がいる世帯または夫婦ともに年齢が40歳未満の世帯

■助成要件

- 南幌町に5年以上定住する意思を持って住民登録すること
- 助成金の認定申請書の提出後1年以内に住宅を新築すること など

■事業期間

平成28年度から32年度まで ※各年度の事業予算額に達した時点で受付は終了となります。

■助成金額

区 分		助成額
町民	みどり野団地限定区画（美園4丁目）	100万円
	限定区画以外のみどり野団地	50万円
	上記以外	25万円

※みどり野団地とは、北海道住宅供給公社が保有する分譲宅地をいいます。

■お問い合わせ まちづくり課企業誘致G

topics

04 20歳になったら「国民年金」！

住民課
戸籍年金G

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの方が加入することになり、学生であっても20歳以上であれば加入して保険料を納めることとなります。

国民年金は、老後の生活保障だけではなく、万が一、病気や事故で障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料を未納のまま放置すると年金が受けられないこともあります。

「あの時に・・・」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう！

国民年金保険料の納付が困難な場合、学生の方は「学生納付特例制度」、学生ではない方は「納付猶予制度」などの国民年金保険料の納付が猶予される制度がありますので、住民課戸籍年金Gで国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

町立南幌病院の臨時職員募集

- 職 種 看護補助者 1名
- 資 格 等 資格不要、経験不問
- 業 務 内 容 入院患者の介護等
- 勤 務 形 態 シフト制（夜勤月3～4回）
- 賃 金 ・時給1,040円以上
・夜勤1回18,460円以上
- 応 募 締 切 1月15日(月)（履歴書を提出）
- 提 出 書 類 履歴書（写真貼付）
- 選 考 方 法 面接（後日、本人に通知）
- 採 用 予 定 日 随時
- 申 込 み ・ お 問 い 合 せ 町立南幌病院事務
(☎378～2111)

**路線バス（訂正版）の
配布について**

町広報12月号折込みで配布した12月1日改正の路線バス時刻表につきまして、誤りがありましたので、訂正してお詫びします。

訂正版の路線バス時刻表を折込みしていただきますのでお間違えのないようご注意ください。

まちづくり課企画情報G

南幌町国保特定健診とがん検診を実施します。

平成29年4月1日から健康診査または人間ドックを受けていない方は、この機会に受診しましょう。

- 実施日 2月25日(日)
- 健診会場 保健福祉総合センターあいくる
- 申込期限 1月29日(月)
- 健診料金

種類	対象	料金
南幌町国保特定健診	40～74歳の南幌町国保加入者	1,000円
後期高齢者健康診査	●75歳以上 ●65歳以上で後期高齢者医療に加入している方	1,000円
若年者健康診査	30～39歳の南幌町国保加入者	1,000円
胃がん	40歳以上 ※バリウム検査です。	1,000円
肺がん	40歳以上	400円
大腸がん	40歳以上	500円
前立腺がん	50歳以上男性	500円
ピロリ菌	40歳以上	2,160円

- 申込み先 保健福祉課健康子育てG (☎378～5888)

～忘れていませんか？健康ポイント～

国保特定健診、若年者健康診査を受診すると受けた検査に応じてポイントがもらえます。

このポイントは、結果と一緒に健康チケットとしてお渡ししています。

利用していない健康チケットがまだお手元にありましたら、有効期限をお確かめのうえお早めにご利用ください。

毎年、1月31日は、固定資産税における償却資産（事業用資産）申告書の提出期日です。

マイナンバー法の施行に伴い、申告の際にマイナンバーの記載及び本人確認が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 本人が窓口で提出する場合 個人番号カード（通知カード）と身分証明書（顔写真付き）を提示
- 本人が郵送する場合 個人番号カード（通知カード）の写しを添付
- 本人以外の方が提出する場合（郵送も同様）
 - 委任状の提出 ●申告者の個人番号カード（通知カード）の写し
 - 代理人の身分証明書（顔写真付きのもの）を提示（郵送の場合は写しを添付）
- お問い合わせ 税務課課税G

受動喫煙による健康への影響を考慮し、2月1日(木)から農村環境改善センターの建物内を全面禁煙とします。正面入口前に喫煙スペースを設置しますので、ご理解とご協力をお願いします。

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。申請先は住民課医療介護Gとなります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

■自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
	一般	56万円	
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ※1	31万円
		区分Ⅰ※2	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税の方

※2 世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

■医療費通知を全受診者へ送付します。

広域連合では被保険者の皆さんの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間中に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さんへ送付します。

発送月は、9月と3月の年2回です。

■医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

■お問い合わせ 住民課医療介護Gまたは北海道後期高齢者医療広域連合（☎290～5601）

要介護認定を受けられている方で、交付要件に該当する方に「障害者控除対象者認定証」を交付します。所得税・住民税の申告をするときに認定証を提示すると、本人または扶養者が、障害者控除・特別障害者控除を受けることができます。

■交付要件

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されていない方
- 65歳以上の方 ● 平成29年12月31日現在で要介護認定（要介護認定1～5）を受けている方

※既に交付した方で、要介護度が変わっている方は、障害者控除対象者または特別障害者控除対象者の区分が変わる場合がありますので、保健福祉課高齢者包括Gまでご連絡ください。

■申請方法

介護保険被保険者証と印鑑を持参の上、保健福祉課高齢者包括Gまでお越しください。

広報12月号でお知らせしましたが、なんぼろ温泉ハート&ハートでは、1月下旬より本館棟浴室（日帰り温泉）の改修工事に入ります。工事に伴う使用休止は下記のとおりとなりますので、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

【本館棟浴室使用休止期間】 1月29日(月)～4月8日(日)

※日帰り入浴（宿泊棟浴室）、宿泊、日帰り宴会、レストランは通常どおり使用できます。